

第1回専門委員会においてご指摘のあった事項について

第1回専門委員会においてご指摘のあった事項

8月13日に実施した第1回専門委員会において、委員からご指摘のあった事項のうち、以下については次ページ以降を参照。

＜平成25年生活扶助基準改定に関し、判決を踏まえて専門的知見に基づき確認すべき論点＞

- 「一般国民」と「一般低所得世帯」との概念について、これまでの基準改定の検討において、どのような考え方からどのように抽出してきたのか、どのような変化があったのか等に関する資料があると良いのではないかと。

＜今回の最高裁判決を踏まえた対応の在り方を検討するに当たって、必要な材料・資料＞

- 生活扶助基準を初めて物価によって▲4.78%引き下げたことについて、▲4.78%の計算方法などを今後の資料の中に含めてほしい。
- 基準部会においては、生活保護の受給者に対するアンケート調査を実施していたと聞いているので、その詳細について教えていただきたい。

- 「一般国民」と「一般低所得世帯」との概念について、これまでの基準改定の検討において、どのような考え方からどのように抽出してきたのか、どのような変化があったのか等に関する資料

生活保護基準に関する審議会等の報告書における生活扶助基準の設定の考え方①

- 昭和40年度から58年度においては、一般国民の消費の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と生活保護受給世帯との消費水準の格差を縮小させようという格差縮小方式による改定が行われてきた。
- 昭和58年「中央社会福祉審議会」において、「変曲点」という概念を用いて家計調査を所得階層別に詳細に分析検討した結果、当時の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準との所見を得た（P4,5参照）。
具体的には、当時の標準世帯である勤労者4人世帯の消費実態について年間収入50分位別に分析検討し、低所得世帯（第2.99分位）における消費水準と生活扶助基準の水準が均衡していることから、当時の生活扶助基準は、ほぼ妥当な水準に達していると評価された。
- 昭和59年度以降、生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきという基本的な考え方の下、一般国民の消費実態との均衡上妥当とされた水準（実際には低所得世帯の消費水準と均衡のとれる水準）を維持する水準均衡方式により、一般国民の消費動向を踏まえて改定を行うことが必要であるとされた。
- 水準均衡方式を導入した当時は、国民の生活水準は今後も向上すると見込まれたことから、当該年度に予想される一般国民の消費動向に対応する見地から、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠して生活扶助基準を改定することが妥当とされた。
※ 政府経済見通しにおいて、低所得世帯の消費支出の伸びの見通しを把握することのできる指標はない。

報告書	抜 粋
S58.12.23 中央社会福祉審議会意見具申	1. 生活扶助基準の評価 (1)生活保護において保障すべき最低生活の水準は、<u>一般国民の生活水準</u>との関連においてとらえられるべき相対的なものであることは、既に認められているところである。 (3)このような考え方に基づき、総理府家計調査を所得階層別に詳細に分析検討した結果、現在の生活扶助基準は、<u>一般国民の消費実態</u>との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た。 しかしながら、<u>国民の生活水準</u>は今後も向上すると見込まれるので、生活保護世帯及び<u>低所得世帯の生活実態</u>を常時把握しておくことはもちろんのこと、生活扶助基準の妥当性についての検証を定期的に行う必要がある。 2. 生活扶助基準改定方式 (1)生活保護において保障すべき最低生活の水準は、<u>一般国民生活における消費水準</u>との比較における相対的なものとして設定すべきものであり、生活扶助基準の改定に当たっては、<u>当該年度に想定される一般国民の消費動向</u>をふまえると同時に、<u>前年度までの一般国民の消費水準</u>との調整がはかられるよう適切な措置をとることが必要である。 (2)また、<u>当該年度に予想される国民の消費動向</u>に対応する見地から、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠することが妥当である。 なお、賃金や物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきである。

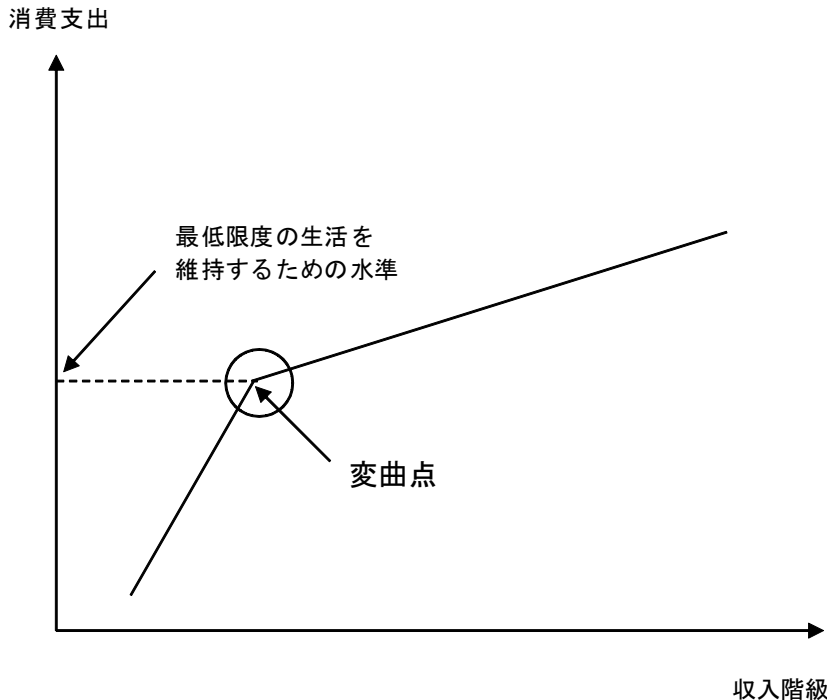
平成15年9月30日
第2回生活保護制度の在り方に関
する専門委員会 資料

家計調査特別集計結果の分析による生活保護基準の水準の検証について

- 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであることは既に認められており、この点については昭和58年の中央社会福祉審議会意見具申においても言及されているところである。
- 生活保護基準の水準評価については、同意見具申において、当時の生活扶助基準は一般国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達しているとの評価を受けたところであり、その水準の検証に当たっては、「変曲点」という概念を用いたものである。

(変曲点について)

- ・ 収入階級ごとの消費支出額を比較すると、所得の減少に伴って、消費支出はゆるやかに減少するものであるが、ある所得階層以下になると、それまでのゆるやかな低下傾向と離れて、急激に下方へ変曲する所得分位あることが認められる。これを「変曲点」と解釈する。
- ・ 社会的に必要不可欠な消費水準があると仮定すると、所得が減っていても、この消費水準を維持しようとするが、ある水準の所得を超えて低くなると、この消費水準を維持できなくなり、急激に消費水準が低下するため、このような「変曲点」が生じると解釈できる。この変曲点を境として、以下の水準では最低生活を営むことが難しくなるものと考えられる。

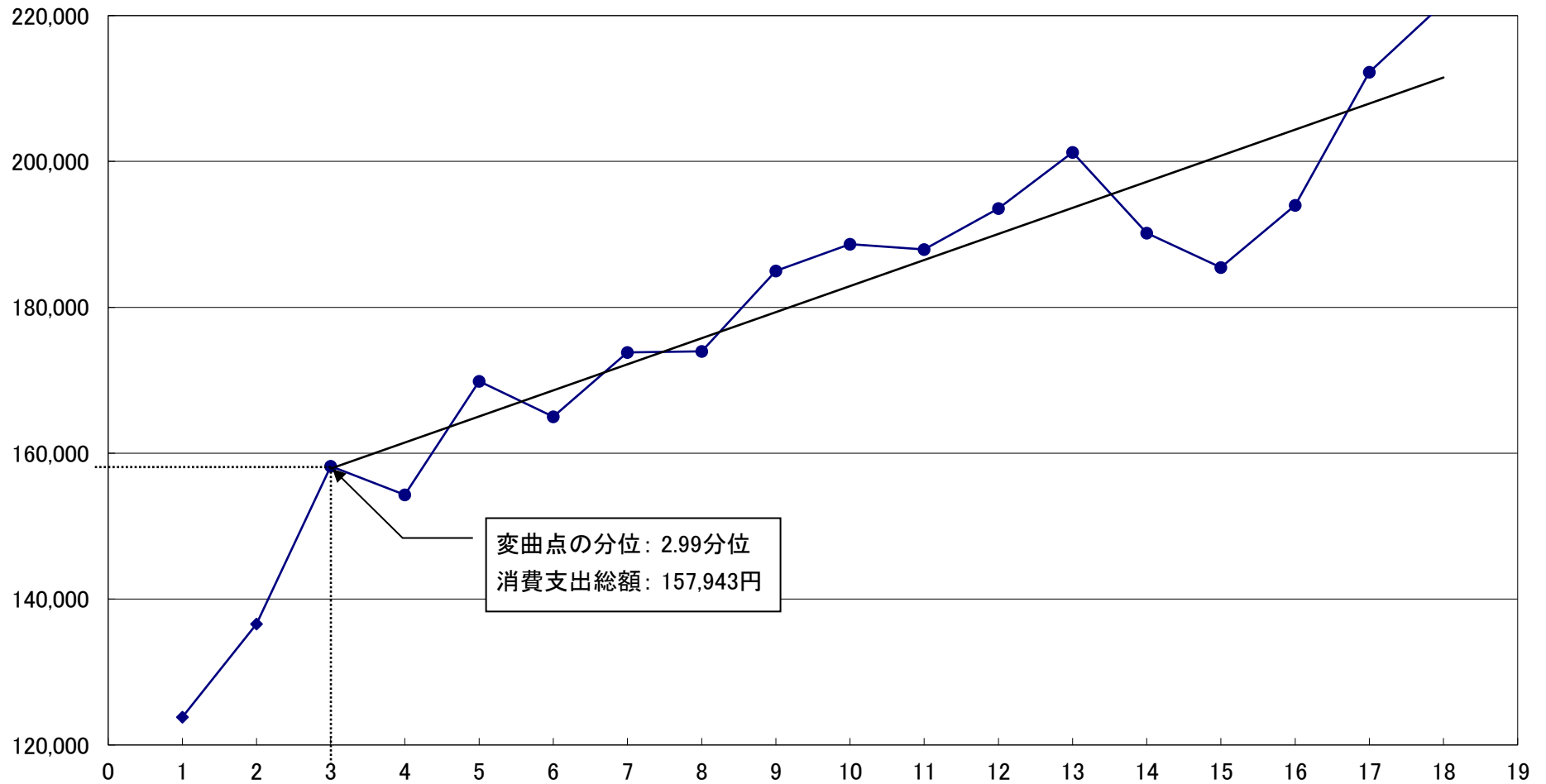


平成15年9月30日
第2回生活保護制度の在り方に関する専門委員会 資料

昭和54年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額
(勤労者4人(有業1人)世帯)

昭和54年
消費支出総額

消費支出額(円)



変曲点の分位: 2.99分位
消費支出総額: 157,943円

収入階級50分位

生活保護基準に関する審議会等の報告書における生活扶助基準の設定の考え方②

- 昭和59年度以降、生活扶助基準については、毎年度の政府経済見直しの民間最終消費支出の伸びを基礎とする改定方式（＝水準均衡方式）が採られてきたが、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」において、平成15年当時、デフレ状況となっていたことも踏まえ、改めて生活扶助基準の評価を行った。
その際、生活扶助基準の評価は、年間収入階級第1・十分位の世帯の消費水準に着目することが適当とされた。
- また、同委員会において、生活扶助基準の改定方式の在り方について議論が行われ、民間最終消費支出の伸びの見通しがプラス、実績がマイナスになるなど安定していないことなどから、改定指標の在り方について検討が必要とされた。
その際、国民にとって分かりやすい指標として、消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることも考えられるとされていた。
※ 改定指標について審議会としての結論が出ておらず、平成17年度以降、消費増税対応を除き、毎年改定は行われていない。

報告書	抜 粋
H15.12.16 生活保護制度の在り方に関する専門委員会中間とりまとめ	1 生活扶助基準の評価 ○ 生活扶助基準の評価については、(略)昭和58年の中央社会福祉審議会意見具申において、当時の基準が一般国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達しているとの評価を受けたところであるが、今般、生活保護基準の在り方を検討する上で、近年、<u>社会経済情勢が著しく変化している状況も踏まえ、改めて生活扶助基準の水準の評価を行った。</u> ○ <u>生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なものであり、具体的には、年間収入階級第1・10分位の世帯の消費水準に着目することが適当である。</u> 3. 生活扶助基準の改定方式の在り方 ○ 昭和59年度以降、生活扶助基準については、一般国民生活における消費水準との比較において相対的なものとして設定する観点から、当該年度に想定される一般国民の消費動向に対応するよう、毎年度の政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びを基礎とする改定方式が採られてきた。 ○ この改定方式については概ね妥当であると認められてきたが、最近の経済情勢はこの方式を採用した当時と異なることから、例えば5年間に一度の頻度で、生活扶助基準の水準について定期的に検証を行うことが必要である。 ○ また、定期的な検証を行うまでの<u>毎年の改定については、近年、民間最終消費支出の伸びの見通しがプラス 実績がマイナスとなるなど安定しておらず、また実績の確定も遅いため、これによる被保護世帯への影響が懸念されることから、改定の指標の在り方についても検討が必要である。</u>この場合、<u>国民にとってわかりやすいものとする必要がある</u>ので、例えば、年金の改定と同じように消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることなども考えられる。 ○ なお、急激な経済変動があった場合には、機械的に改定率を設定するのではなく、最低生活水準確保の見地から別途対応することが必要である。

生活保護基準に関する審議会等の報告書における生活扶助基準の設定の考え方③

○ 平成16年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」報告書において、当時の生活扶助基準について、いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、標準世帯である勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当と評価され、今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要があるとされた。

○ 平成19年「生活扶助基準に関する検討会」において、水準均衡方式の下で、生活扶助基準の評価・検証は、第1・十分位の消費水準と比較することが適当とされた。

報告書	抜 粋
H16.12.15 生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書	第2 生活保護基準の在り方について 1 生活扶助基準の評価・検証等について (1) 評価・検証 先の中間取りまとめにおいて報告したとおり、いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、勤労3人世帯の生活扶助基準について、<u>低所得世帯の消費支出額</u>との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったが、今後、<u>生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態</u>との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。
H19.11.30 生活扶助基準に関する検討会報告書	2. 生活扶助基準の評価・検証 (2) 生活扶助基準の水準 ① 基本的な考え方 ○ 生活扶助基準の水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持することができるものでなければならないが、その具体的内容は、その時代の経済的・文化的な発達の程度のほか、国民の公平感や社会通念などに照らして総合的に決まるものである。実際の生活扶助基準の設定に当たっては、水準均衡方式が採用されていることから、その水準は、<u>国民の消費実態</u>との関係、あるいは本人の過去の消費水準との関係で相対的に決まるものと認識されている。したがって、<u>生活扶助基準の水準に関する評価・検証に当たっては、これらの点を総合的にみて妥当な水準となっているかという観点から行うことが必要である。</u> (略) ② 消費実態との比較による評価・検証 (略) ○ <u>生活扶助基準額は、これまで第1・十分位の消費水準と比較することが適当とされてきたが、</u> ア. 第1・十分位の消費水準は、平均的な世帯の消費水準に照らして相当程度に達していること イ. 第1・十分位に属する世帯における必需的な耐久消費財の普及状況は、平均的な世帯と比べて大きな差はなく、また、必需的な消費品目の購入頻度は、平均的な世帯と比較しても概ね遜色ない状況にあること から、<u>今回、これを変更する理由は特段ない</u>と考える。なお、これまでの給付水準との比較も考慮する必要がある。

生活保護基準に関する審議会等の報告書における生活扶助基準の設定の考え方④

- 平成23年に設置された「生活保護基準部会」において、生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上の妥当な水準を維持する「水準均衡方式」の考え方の下で、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことが基本とされ、具体的には、一般低所得世帯として年間収入階級第1・十分位を設定し、検証・評価を行ってきた。

報告書	抜 粋
H25.1.18 生活保護基準部会報告書	1. 基準部会の役割と検証概要 (2) 今回の検証方法に至る経緯と今回の部会の役割 ○ (略) 現在、生活扶助基準額の設定に当たっては水準均衡方式が採用されていることから、その水準は<u>国民の消費実態</u>との関係で相対的に決まるものと認識されている。 (3) 検証方針と検証概要 (略) ○ 今回の検証においては、生活保護において保障すべき健康で文化的な最低限度の生活の水準は、<u>一般国民の生活水準</u>との関連においてとらえられるべき相対的なものとされてきたことから、生活扶助基準と対比する<u>一般低所得世帯として、年間収入階級第1・十分位層(以下「第1・十分位」という。)</u>を設定した。 ○ その上で、様々な世帯構成の基準額を算出する際に基本となる年齢、世帯人員及び地域別の基準額が第1・十分位の消費実態を十分反映しているかについてより詳細な検証を行うことにした。その際、仮に第1・十分位の全ての世帯が生活保護を受給した場合の1世帯当たりの平均受給額が不変となるようにして、年齢、世帯人員体系及び級地の基準額の水準への影響を評価する方法を採用した。
H29.12.14 生活保護基準部会報告書	Ⅲ 生活扶助基準の検証 1 生活扶助基準の検証方針 ○ 生活扶助基準の改定については、昭和 59 年以降、<u>一般国民の消費実態</u>との均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を採ってきている。(略) ○ このため、今回の生活扶助基準の検証については、改めて生活扶助基準と対比する<u>一般低所得世帯として相応しい所得階層</u>の検証を行った上で、生活扶助基準の給付水準の検証を行うとともに、平成 24 年検証を踏襲して、年齢、世帯人員、級地別にみた一般低所得世帯の消費実態との関係について検証を行うこととした。 4 検証結果 (1) 生活扶助基準の水準の検証結果 ウ 生活扶助基準の水準の検証結果(まとめ) ○ 夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の生活扶助相当支出と生活扶助基準が概ね均衡することを確認し、<u>生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位</u>を設定した。
R4.12.9 生活保護基準部会報告書	Ⅲ 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証 ○ 現行の生活扶助基準については、<u>一般国民の消費実態</u>との均衡上の妥当な水準を維持する「水準均衡方式」の考え方により設定されていることから、生活扶助基準の水準に関する評価・検証に当たっては、<u>一般低所得世帯の消費実態</u>との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことが基本となる。 Ⅲ-2 生活扶助基準の水準の検証 (1) 検証方法 (略) ○ この比較検証にあたって<u>消費実態を参照する所得階層</u>については、(略)これまでの歴史的経緯やその継続性は尊重されるべきとの意見があったことから、引き続き、夫婦子1人世帯の<u>年収階級第1・十分位</u>を対象とした。

- **生活扶助基準を初めて物価によって▲4.78%引き下げたことについて、▲4.78%の計算方法に関する資料**

平成25年の基準見直しに用いた生活扶助相当CPIの基本的な考え方について①

- 「生活扶助」は、食費や水道光熱費といった基礎的な日常生活費を賄うもの。
- 生活扶助基準について消費実態との比較検証を行うにあたっては、生活保護制度上の取扱いを踏まえ、消費支出項目のうち生活扶助によるべき需要に相当する項目を生活扶助相当として検証に用いてきた。
- 平成25年基準見直しにおいてCPI（消費者物価指数）を用いる際には、この取扱いを踏まえ、生活扶助に相当する消費品目のCPIをみることにした。

具体的には、品目別の消費者物価指数のうち、

- ① 家賃、教育費、医療費など生活扶助以外の他扶助で賄われる品目
- ② 自動車関係費、NHK受信料など原則生活保護受給世帯には生じない品目

を除いた品目を用いて、生活扶助相当CPIを算出した（詳細な計算過程は参考資料1）。

○ 品目別CPI(抜粋)		(価格指数)	
		H20	H23
総合		102.1	99.7
食料		100.1	99.6
住居		100.6	99.8
	家賃	100.7	99.8
			←住宅扶助
光熱・水道		104.5	103.3
家具・家事用品		107.1	94.4
被服及び履物		102.1	99.7
保健医療		100.6	99.3
	診療代	99.9	100.0
			←医療扶助
交通・通信		104.1	101.2
	自動車	101.4	99.9
			←生活保護世帯は原則禁止
	自動車等維持	107.7	102.8
			←生活保護世帯は原則禁止
教育		109.7	97.9
	授業料等	113.8	97.0
			←教育扶助
教養娯楽		104.3	96.0
	放送受信料（NHK）	100.0	100.0
			←生活保護世帯は免除
諸雑費		99.1	103.8

《考え方》

品目別CPIのうち、生活扶助に該当しない品目（例. 左の赤枠）を除いた品目を用いて、各年ごとに生活扶助相当CPIを算出する。



	H20平均	H23平均
生活扶助相当CPI	104.5	99.5

※ H22平均を100.0とする指数

$$99.5 / 104.5 - 1 = \triangle 4.78\%$$

出典：平成22年基準消費者物価指数（総務省）

（注）上記の表は品目の一例を抜粋したものであるため、このまま計算しても生活扶助相当CPIは算出されないことに留意。

平成25年の基準見直しに用いた生活扶助相当CPIの基本的な考え方について②

(平成22年基準ウェイトを用いた理由)

- 総務省消費者物価指数(以下「総務省CPI」という。)のウェイトのデータは5年毎に改定されており、平成25年基準改定が検討された当時、総務省CPIのウェイトのデータとしては、平成17年以前の基準によるものと、平成22年基準によるものが存在した。
- 国民の消費の内容は経時的に変化することから、現実の消費実態を反映した物価指数を算定するためには、物価指数の算定時点に可能な限り近接した時点の消費の構造を示すデータを用いることが適当と考えられたことから、総務省CPIにおける平成22年基準の品目別ウェイトを用いた。

(物価変動率を算定する期間を平成20年から平成23年までとした理由)

- デフレ調整の目的は、平成20年以降のリーマンショックの影響を大きく受けた経済情勢によって生じた生活扶助基準の水準(絶対的な高さ)と一般国民の生活水準との間の不均衡を是正することにあった。
- また、平成19年検証において、生活扶助基準の水準が一般低所得世帯の消費水準と比較して高いという結果が得られており、生活扶助基準の水準を引き上げる必要性が認められたことを踏まえつつも、平成20年当時の原油価格の高騰等を含む社会経済情勢等を総合的に勘案して、同年度の予算編成において生活扶助基準の水準を据え置くという判断を行った。
- この定期的な検証を踏まえた改定の経緯やデフレ調整の目的を踏まえ、平成20年を物価変動率を算定する期間の始期とした。
- 平成25年基準改定が検討された当時において、最新の総務省CPIのデータは平成23年のものであった(平成24年1月27日公表)ことから、物価変動率の算定の終期を平成23年とした。

	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)
総務省CPI	品目・ウェイト 見直し	H17基準の消費者物価指数				品目・ウェイト見直し	H22基準の消費者物価指数		
生活扶助相当CPI				H22年基準 の生活扶助 相当CPI			H22年基準 の生活扶助 相当CPI		

- **生活保護受給世帯における家庭の生活実態及び生活意識調査に関する資料**

生活保護受給世帯における家庭の生活実態及び生活意識調査の結果①

(平成22年と平成28年の比較)

※第30回社会保障審議会生活保護基準部会資料(抄)。以下同じ。

【普段の生活について】

調査項目 II_1.2外出着の購入頻度

		総数	ほぼ毎月、衣服を購入している	季節の変わり目に、衣服を購入している	1年に1、2回程度衣服を購入している	ほとんど購入しない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	32	284	360	324	6
	割合(%)	100.0%	3.2%	28.2%	35.8%	32.2%	0.6%
H28被保護者世帯	集計数	995	27	280	362	323	3
	割合(%)	100.0%	2.7%	28.1%	36.4%	32.5%	0.3%

調査項目 II_1.4下着の購入頻度

		総数	1年に3回以上、下着を購入している	1年に1、2回程度、下着を購入している	ほとんど購入しない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	279	611	115	1
	割合(%)	100.0%	27.7%	60.7%	11.4%	0.1%
H28被保護者世帯	集計数	995	214	651	127	3
	割合(%)	100.0%	21.5%	65.4%	12.8%	0.3%

調査項目 II_1.2理由(前問でほぼ毎月購入以外の対象)

		総数	必要ないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	684	179	406	67	32
	割合(%)	100.0%	26.2%	59.4%	9.8%	4.7%
H28被保護者世帯	集計数	685	205	343	60	77
	割合(%)	100.0%	29.9%	50.1%	8.8%	11.2%

調査項目 II_1.5入浴・シャワーの頻度

		総数	毎日入浴する	2日～3日に一回は入浴する	1週間に一回は入浴する	1週間超に一回入浴する	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	573	356	55	13	9
	割合(%)	100.0%	57.0%	35.4%	5.5%	1.3%	0.9%
H28被保護者世帯	集計数	995	527	385	61	16	6
	割合(%)	100.0%	53.0%	38.7%	6.1%	1.6%	0.6%

調査項目 II_1.3晴れ着・礼服の有無

		総数	持っている	持っていない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	583	421	2
	割合(%)	100.0%	58.0%	41.8%	0.2%
H28被保護者世帯	集計数	995	585	408	2
	割合(%)	100.0%	58.8%	41.0%	0.2%

調査項目 II_1.5理由(前問で毎日入浴する以外対象)

		総数	必要ないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	424	98	160	130	36
	割合(%)	100.0%	23.1%	37.7%	30.7%	8.5%
H28被保護者世帯	集計数	77	15	25	28	9
	割合(%)	100.0%	19.5%	32.5%	36.4%	11.7%

調査項目 II_1.3理由(前問でもっていない対象)

		総数	必要ないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	421	117	252	45	7
	割合(%)	100.0%	27.8%	59.9%	10.7%	1.7%
H28被保護者世帯	集計数	408	141	196	56	15
	割合(%)	100.0%	34.6%	48.0%	13.7%	3.7%

調査項目 II_1.6.1医者にかかる頻度

		総数	たいていにかかっている	ときどきにかかっている	かかっていない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	662	277	65	2
	割合(%)	100.0%	65.8%	27.5%	6.5%	0.2%
H28被保護者世帯	集計数	995	702	227	64	2
	割合(%)	100.0%	70.6%	22.8%	6.4%	0.2%

※共通項目のみ掲載。

出典:「家庭の生活実態及び生活意識調査(平成22年・平成28年)」(厚生労働省)

生活保護受給世帯における家庭の生活実態及び生活意識調査の結果② (平成22年と平成28年の比較)

調査項目 II_1.6.1理由(前問でかかってない対象)

		総数	時間がないから	行きたくないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	65	2	20	10	30	3
	割合(%)	100.0%	3.1%	30.8%	15.4%	46.2%	4.6%
H28被保護者世帯	集計数	64	4	19	10	30	1
	割合(%)	100.0%	6.3%	29.7%	15.6%	46.9%	1.6%

調査項目 II_1.6.2歯医者にかかる頻度

		総数	たいていにかかっている	ときどきにかかっている	かかっていない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	271	424	308	3
	割合(%)	100.0%	26.9%	42.1%	30.6%	0.3%
H28被保護者世帯	集計数	995	322	356	306	11
	割合(%)	100.0%	32.4%	35.8%	30.8%	1.1%

調査項目 II_1.6.2理由(前問でかかってない対象)

		総数	時間がないから	行きたくないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	308	16	53	37	192	10
	割合(%)	100.0%	5.2%	17.2%	12.0%	62.3%	3.2%
H28被保護者世帯	集計数	306	18	56	36	184	12
	割合(%)	100.0%	5.9%	18.3%	11.8%	60.1%	3.9%

調査項目 II_1.7.1風邪をひいた時の対応(医者にかかる)

		総数	はい	いいえ	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	713	249	44
	割合(%)	100.0%	70.9%	24.8%	4.4%
H28被保護者世帯	集計数	995	651	265	79
	割合(%)	100.0%	65.4%	26.6%	7.9%

調査項目 II_1.7.2風邪をひいた時の対応(薬を飲む)

		総数	はい	いいえ	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	506	401	99
	割合(%)	100.0%	50.3%	39.9%	9.8%
H28被保護者世帯	集計数	995	514	341	140
	割合(%)	100.0%	51.7%	34.3%	14.1%

【耐久消費材の保有状況】

調査項目 II_2.01衣類だんす

		総数	ある	ない(必要ないから)	ない(金銭的に余裕がないから)	ない(その他)	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	734	100	95	59	18
	割合(%)	100.0%	73.0%	9.9%	9.4%	5.9%	1.8%
H28被保護者世帯	集計数	995	691	173	71	42	18
	割合(%)	100.0%	69.4%	17.4%	7.1%	4.2%	1.8%

調査項目 II_2.02茶だんす・食器戸棚

		総数	ある	ない(必要ないから)	ない(金銭的に余裕がないから)	ない(その他)	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	806	79	70	36	15
	割合(%)	100.0%	80.1%	7.9%	7.0%	3.6%	1.5%
H28被保護者世帯	集計数	995	736	135	67	45	12
	割合(%)	100.0%	74.0%	13.6%	6.7%	4.5%	1.2%

調査項目 II_2.03整理だんす

		総数	ある	ない(必要ないから)	ない(金銭的に余裕がないから)	ない(その他)	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	681	139	97	71	18
	割合(%)	100.0%	67.7%	13.8%	9.6%	7.1%	1.8%
H28被保護者世帯	集計数	995	614	220	82	54	25
	割合(%)	100.0%	61.7%	22.1%	8.2%	5.4%	2.5%

生活保護受給世帯における家庭の生活実態及び生活意識調査の結果③ (平成22年と平成28年の比較)

調査項目 II_2.06自動炊飯器

		総数	ある	ない(必要な いから)	ない(金銭的 に余裕がない から)	ない(その他)	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	834	62	55	34	21
	割 合 (%)	100.0%	82.9%	6.2%	5.5%	3.4%	2.1%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	915	44	14	18	4
	割 合 (%)	100.0%	92.0%	4.4%	1.4%	1.8%	0.4%

調査項目 II_2.11ルームエアコン

		総数	ある	ない(必要な いから)	ない(金銭的 に余裕がない から)	ない(その他)	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	574	192	167	54	19
	割 合 (%)	100.0%	57.1%	19.1%	16.6%	5.4%	1.9%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	694	114	126	42	19
	割 合 (%)	100.0%	69.7%	11.5%	12.7%	4.2%	1.9%

調査項目 II_2.07電子レンジ

		総数	ある	ない(必要な いから)	ない(金銭的 に余裕がない から)	ない(その他)	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	847	57	70	18	14
	割 合 (%)	100.0%	84.2%	5.7%	7.0%	1.8%	1.4%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	860	66	45	18	6
	割 合 (%)	100.0%	86.4%	6.6%	4.5%	1.8%	0.6%

調査項目 II_2.15食堂セット

		総数	ある	ない(必要な いから)	ない(金銭的 に余裕がない から)	ない(その他)	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	327	453	130	79	17
	割 合 (%)	100.0%	32.5%	45.0%	12.9%	7.9%	1.7%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	622	243	50	55	25
	割 合 (%)	100.0%	62.5%	24.4%	5.0%	5.5%	2.5%

調査項目 II_2.08給湯器

		総数	ある	ない(必要な いから)	ない(金銭的 に余裕がない から)	ない(その他)	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	514	235	109	118	30
	割 合 (%)	100.0%	51.1%	23.4%	10.8%	11.7%	3.0%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	675	157	73	66	24
	割 合 (%)	100.0%	67.8%	15.8%	7.3%	6.6%	2.4%

調査項目 II_2.16電気掃除機

		総数	ある	ない(必要な いから)	ない(金銭的 に余裕がない から)	ない(その他)	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	834	51	28	15	78
	割 合 (%)	100.0%	82.9%	5.1%	2.8%	1.5%	7.8%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	859	70	30	21	15
	割 合 (%)	100.0%	86.3%	7.0%	3.0%	2.1%	1.5%

調査項目 II_2.09温水洗浄便座

		総数	ある	ない(必要な いから)	ない(金銭的 に余裕がない から)	ない(その他)	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	88	431	238	212	37
	割 合 (%)	100.0%	8.7%	42.8%	23.7%	21.1%	3.7%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	148	425	197	187	38
	割 合 (%)	100.0%	14.9%	42.7%	19.8%	18.8%	3.8%

調査項目 II_2.17カメラ

		総数	ある	ない(必要な いから)	ない(金銭的 に余裕がない から)	ない(その他)	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	243	466	227	47	23
	割 合 (%)	100.0%	24.2%	46.3%	22.6%	4.7%	2.3%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	261	521	137	46	30
	割 合 (%)	100.0%	26.2%	52.4%	13.8%	4.6%	3.0%

生活保護受給世帯における家庭の生活実態及び生活意識調査の結果④ (平成22年と平成28年の比較)

調査項目 II_2_18パソコン

		総数	ある	ない(必要な いから)	ない(金銭的 に余裕がない から)	ない(その他)	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	178	513	239	51	25
	割 合 (%)	100.0%	17.7%	51.0%	23.8%	5.1%	2.5%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	204	538	174	51	28
	割 合 (%)	100.0%	20.5%	54.1%	17.5%	5.1%	2.8%

調査項目 II_2_19ベッド・ソファ・ベッド

		総数	ある	ない(必要な いから)	ない(金銭的 に余裕がない から)	ない(その他)	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	412	375	125	73	21
	割 合 (%)	100.0%	41.0%	37.3%	12.4%	7.3%	2.1%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	437	360	112	68	18
	割 合 (%)	100.0%	43.9%	36.2%	11.3%	6.8%	1.8%

調査項目 II_2_20書斎・学習机

		総数	ある	ない(必要な いから)	ない(金銭的 に余裕がない から)	ない(その他)	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	256	540	112	71	27
	割 合 (%)	100.0%	25.4%	53.7%	11.1%	7.1%	2.7%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	205	629	69	65	27
	割 合 (%)	100.0%	20.6%	63.2%	6.9%	6.5%	2.7%

調査項目 II_2_21携帯電話(PHS含む)

		総数	ある	ない(必要な いから)	ない(金銭的 に余裕がない から)	ない(その他)	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	678	204	77	30	17
	割 合 (%)	100.0%	67.4%	20.3%	7.7%	3.0%	1.7%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	805	132	30	14	14
	割 合 (%)	100.0%	80.9%	13.3%	3.0%	1.4%	1.4%

調査項目 II_2_22自動車

		総数	ある	ない(必要な いから)	ない(金銭的 に余裕がない から)	ない(その他)	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	30	582	175	190	29
	割 合 (%)	100.0%	3.0%	57.9%	17.4%	18.9%	2.9%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	45	621	109	179	41
	割 合 (%)	100.0%	4.5%	62.4%	11.0%	18.0%	4.1%

【親族・近隣とお付き合いについて】

調査項目 II_3_1親しい親族の有無

		総数	いる	いない	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	682	319	5
	割 合 (%)	100.0%	67.8%	31.7%	0.5%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	629	363	3
	割 合 (%)	100.0%	63.2%	36.5%	0.3%

調査項目 II_3_2親しい近所の人の有無

		総数	いる	いない	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	493	508	5
	割 合 (%)	100.0%	49.0%	50.5%	0.5%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	445	549	1
	割 合 (%)	100.0%	44.7%	55.2%	0.1%

調査項目 II_3_5友人・別居の家族・親族に会いに行くか

		総数	よく行く	ときどき行く	あまり 行かない	まったく 行かない	無回答
H22被保護者 世帯	集 計 数	1,006	89	400	262	252	3
	割 合 (%)	100.0%	8.8%	39.8%	26.0%	25.0%	0.3%
H28被保護者 世帯	集 計 数	995	144	441	221	185	4
	割 合 (%)	100.0%	14.5%	44.3%	22.2%	18.6%	0.4%

生活保護受給世帯における家庭の生活実態及び生活意識調査の結果⑤ (平成22年と平成28年の比較)

調査項目 II_3.5理由(前問であまり行かない、まったく行かない対象)

		総数	時間がないから	行きたくないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	514	33	83	206	182	10
	割合(%)	100.0%	6.4%	16.1%	40.1%	35.4%	1.9%
H28被保護者世帯	集計数	406	23	63	132	175	15
	割合(%)	100.0%	5.7%	15.5%	32.5%	43.1%	3.7%

調査項目 II_5.1理由(前問でほとんど旅行しない対象)

		総数	時間がないから	行きたくないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	841	15	55	608	151	12
	割合(%)	100.0%	1.8%	6.5%	72.3%	18.0%	1.4%
H28被保護者世帯	集計数	885	18	91	623	131	22
	割合(%)	100.0%	2.0%	10.3%	70.4%	14.8%	2.5%

調査項目 II_3.6親族の冠婚葬祭出欠

		総数	よく出席する	ときどき出席する	あまり出席しない	まったく出席しない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	291	234	210	269	2
	割合(%)	100.0%	28.9%	23.3%	20.9%	26.7%	0.2%
H28被保護者世帯	集計数	995	251	254	221	263	6
	割合(%)	100.0%	25.2%	25.5%	22.2%	26.4%	0.6%

調査項目 II_5.2外食の機会

		総数	よくある	ときどきある	ほとんどない	まったくない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	42	431	316	216	1
	割合(%)	100.0%	4.2%	42.8%	31.4%	21.5%	0.1%
H28被保護者世帯	集計数	995	62	420	333	178	2
	割合(%)	100.0%	6.2%	42.2%	33.5%	17.9%	0.2%

調査項目 II_3.6理由(前問であまり出席しない、まったく出席しない対象)

		総数	時間がないから	行きたくないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	479	9	49	192	215	14
	割合(%)	100.0%	1.9%	10.2%	40.1%	44.9%	2.9%
H28被保護者世帯	集計数	484	8	62	173	220	10
	割合(%)	100.0%	1.7%	12.8%	35.7%	45.5%	2.1%

調査項目 II_5.2理由(前問でほとんどない、まったく対象)

		総数	時間がないから	行きたくないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	532	13	49	361	100	9
	割合(%)	100.0%	2.4%	9.2%	67.9%	18.8%	1.7%
H28被保護者世帯	集計数	511	4	89	318	90	10
	割合(%)	100.0%	0.8%	17.4%	62.2%	17.6%	2.0%

【レジャーや社会参加について】

調査項目 II_5.1とまりがけの旅行(帰省含む)の頻度

		総数	年4回以上	年2～3回程度	年1回程度	ほとんど旅行しない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	6	46	110	841	3
	割合(%)	100.0%	0.6%	4.6%	10.9%	83.6%	0.3%
H28被保護者世帯	集計数	995	4	24	81	885	1
	割合(%)	100.0%	0.4%	2.4%	8.1%	88.9%	0.1%

調査項目 II_5.3.2ボランティア・社会活動(町内会、子ども会、老人会、婦人会等)(過去1年間)

		総数	ある	ない(したくないから)	ない(金銭的に余裕がないから)	ない(その他)	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	286	236	95	372	17
	割合(%)	100.0%	28.4%	23.5%	9.4%	37.0%	1.7%
H28被保護者世帯	集計数	995	170	265	88	432	40
	割合(%)	100.0%	17.1%	26.6%	8.8%	43.4%	4.0%

生活保護受給世帯における家庭の生活実態及び生活意識調査の結果⑥ (平成22年と平成28年の比較)

調査項目 II_5.3.3散歩、体操、ジョギング、その他のスポーツ(過去1年間)

		総数	ある	ない(したくないから)	ない(金銭的に余裕がないから)	ない(その他)	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	433	175	61	323	14
	割合(%)	100.0%	43.0%	17.4%	6.1%	32.1%	1.4%
H28被保護者世帯	集計数	995	107	330	124	391	43
	割合(%)	100.0%	10.8%	33.2%	12.5%	39.3%	4.3%

調査項目 II_5.4理由(前問で購入していない対象)

		総数	読む時間がないから	読みたくないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	412	15	60	239	93	5
	割合(%)	100.0%	3.6%	14.6%	58.0%	22.6%	1.2%
H28被保護者世帯	集計数	532	18	93	280	125	16
	割合(%)	100.0%	3.4%	17.5%	52.6%	23.5%	3.0%

調査項目 II_5.3.5映画コンサート(過去1年間)

		総数	ある	ない(したくないから)	ない(金銭的に余裕がないから)	ない(その他)	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	213	186	371	221	15
	割合(%)	100.0%	21.2%	18.5%	36.9%	22.0%	1.5%
H28被保護者世帯	集計数	995	187	238	260	269	41
	割合(%)	100.0%	18.8%	23.9%	26.1%	27.0%	4.1%

調査項目 II_5.5週刊誌・月刊等の雑誌購入

		総数	定期的に購入している	ときどき購入している	ほとんど購入していない	まったく購入していない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	117	256	160	471	2
	割合(%)	100.0%	11.6%	25.4%	15.9%	46.8%	0.2%
H28被保護者世帯	集計数	995	78	225	188	501	3
	割合(%)	100.0%	7.8%	22.6%	18.9%	50.4%	0.3%

調査項目 II_5.3.6講演会・学習講座等(過去1年間)

		総数	ある	ない(したくないから)	ない(金銭的に余裕がないから)	ない(その他)	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	129	282	304	273	18
	割合(%)	100.0%	12.8%	28.0%	30.2%	27.1%	1.8%
H28被保護者世帯	集計数	995	236	251	134	334	40
	割合(%)	100.0%	23.7%	25.2%	13.5%	33.6%	4.0%

調査項目 II_5.5理由(前問でほとんど購入していない、全く購入していない対象)

		総数	読む時間がないから	読みたくないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	631	26	177	277	132	19
	割合(%)	100.0%	4.1%	28.1%	43.9%	20.9%	3.0%
H28被保護者世帯	集計数	689	24	185	284	172	24
	割合(%)	100.0%	3.5%	26.9%	41.2%	25.0%	3.5%

調査項目 II_5.4新聞購入

		総数	定期的に2紙以上購入している	定期的に1紙購入している	たまに購入している	購入していない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	35	501	56	412	2
	割合(%)	100.0%	3.5%	49.8%	5.6%	41.0%	0.2%
H28被保護者世帯	集計数	995	25	337	100	532	1
	割合(%)	100.0%	2.5%	33.9%	10.1%	53.5%	0.1%

調査項目 II_5.6インターネット利用

		総数	いつも利用している	ときどき利用している	ほとんど利用していない	まったく利用していない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	1,006	74	94	43	792	3
	割合(%)	100.0%	7.4%	9.3%	4.3%	78.7%	0.3%
H28被保護者世帯	集計数	995	199	148	59	585	4
	割合(%)	100.0%	20.0%	14.9%	5.9%	58.8%	0.4%

生活保護受給世帯における家庭の生活実態及び生活意識調査の結果⑦ (平成22年と平成28年の比較)

調査項目 II_5_6理由(前問でほとんど利用していない、まったく利用していない対象)

		総数	時間がないから	利用したくないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集 計 数	835	10	223	295	285	22
	割 合 (%)	100.0%	1.2%	26.7%	35.3%	34.1%	2.6%
H28被保護者世帯	集 計 数	644	6	185	209	225	19
	割 合 (%)	100.0%	0.9%	28.7%	32.5%	34.9%	3.0%

調査項目 II_6_5生活程度

		総数	上	中の上	中の中	中の下	下	無回答
H22被保護者世帯	集 計 数	1,006	2	13	164	393	428	6
	割 合 (%)	100.0%	0.2%	1.3%	16.3%	39.1%	42.5%	0.6%
H28被保護者世帯	集 計 数	995	5	7	160	367	451	5
	割 合 (%)	100.0%	0.5%	0.7%	16.1%	36.9%	45.3%	0.5%

【家計の状況について】

調査項目 II_6_2貯蓄の状況

		総数	ほぼ毎月貯蓄している	ときどき貯蓄している	ほとんど貯蓄していない	まったく貯蓄していない	無回答
H22被保護者世帯	集 計 数	1,006	69	195	290	450	2
	割 合 (%)	100.0%	6.9%	19.4%	28.8%	44.7%	0.2%
H28被保護者世帯	集 計 数	995	209	—	—	783	3
	割 合 (%)	100.0%	21.0%	—	—	78.7%	0.3%

注：H28は選択肢が、変更されている。

調査項目 II_6_3生命保険加入状況

		総数	加入している	加入していない	無回答
H22被保護者世帯	集 計 数	1,006	80	925	1
	割 合 (%)	100.0%	8.0%	91.9%	0.1%
H28被保護者世帯	集 計 数	995	63	925	7
	割 合 (%)	100.0%	6.3%	93.0%	0.7%

調査項目 II_6_3理由(前問で加入していない対象)

		総数	必要ないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集 計 数	925	117	435	347	26
	割 合 (%)	100.0%	12.6%	47.0%	37.5%	2.8%
H28被保護者世帯	集 計 数	925	125	425	316	59
	割 合 (%)	100.0%	13.5%	45.9%	34.2%	6.4%

生活保護受給世帯における家庭の生活実態及び生活意識調査の結果⑧

(平成22年と平成28年の比較)

【育児・子育て・子どもの教育について】

調査項目 II_8.2子どもを遊園地や動物園等に遊びに連れていくか

		総数	よく連れていく	ときどき連れていく	あまり連れていかない	まったく連れていかない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	212	6	41	90	75	0
	割合(%)	100.0%	2.8%	19.3%	42.5%	35.4%	0.0%
H28被保護者世帯	集計数	135	2	44	62	23	4
	割合(%)	100.0%	1.5%	32.6%	45.9%	17.0%	3.0%

調査項目 II_8.2理由(前問であまり連れていかない、まったく連れていかない対象)

		総数	時間がないから	連れていきたくないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	165	23	0	89	50	3
	割合(%)	100.0%	13.9%	0.0%	53.9%	30.3%	1.8%
H28被保護者世帯	集計数	85	6	1	62	16	0
	割合(%)	100.0%	7.1%	1.2%	72.9%	18.8%	0.0%

調査項目 II_8.3中学生以下の子どもの誕生日を祝う

		総数	プレゼントをあげたり誕生日会を開くなどして祝う	特にお祝いはいらない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	212	185	27	0
	割合(%)	100.0%	87.3%	12.7%	0.0%
H28被保護者世帯	集計数	135	108	24	3
	割合(%)	100.0%	80.0%	17.8%	2.2%

調査項目 II_8.3理由(前問で特にお祝いはいらない対象)

		総数	必要ないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	27	2	16	9	0
	割合(%)	100.0%	7.4%	59.3%	33.3%	0.0%
H28被保護者世帯	集計数	24	2	14	8	0
	割合(%)	100.0%	8.3%	58.3%	33.3%	0.0%

調査項目 II_8.4中学生以下の子どもの本や雑誌を買う(自分で買う場合を含む)

		総数	買っている	買っていない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	212	176	36	0
	割合(%)	100.0%	83.0%	17.0%	0.0%
H28被保護者世帯	集計数	135	96	36	3
	割合(%)	100.0%	71.1%	26.7%	2.2%

調査項目 II_8.4理由(前問で買っていない対象)

		総数	必要ないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	36	3	23	10	0
	割合(%)	100.0%	8.3%	63.9%	27.8%	0.0%
H28被保護者世帯	集計数	36	5	19	12	0
	割合(%)	100.0%	13.9%	52.8%	33.3%	0.0%

調査項目 II_8.5中学生以下の子どもに小遣いをあげているか

		総数	いつもあげている	ときどきあげている	あまりあげていない	ほとんどあげていない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	212	47	65	29	71	0
	割合(%)	100.0%	22.2%	30.7%	13.7%	33.5%	0.0%
H28被保護者世帯	集計数	135	27	44	20	41	3
	割合(%)	100.0%	20.0%	32.6%	14.8%	30.4%	2.2%

調査項目 II_8.5理由(前問であまりあげていない、ほとんどあげていない対象)

		総数	必要ないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	100	53	28	18	1
	割合(%)	100.0%	53.0%	28.0%	18.0%	1.0%
H28被保護者世帯	集計数	61	28	17	14	2
	割合(%)	100.0%	45.9%	27.9%	23.0%	3.3%

生活保護受給世帯における家庭の生活実態及び生活意識調査の結果⑨

(平成22年と平成28年の比較)

調査項目 II_8.7中学生以下の子どもを学習塾に通わせる

		総数	通わせている	通わせていない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	212	18	194	0
	割合(%)	100.0%	8.5%	91.5%	0.0%
H28被保護者世帯	集計数	135	10	122	3
	割合(%)	100.0%	7.4%	90.4%	2.2%

調査項目 II_8.9中学生以下の子どもの進学に対する考え

		総数	大学(大学院含む)まで進学させるつもり	短大(専門学校含む)まで進学させるつもり	高校まで進学させるつもり	中学まで進学させるつもり	無回答
H22被保護者世帯	集計数	212	41	24	140	5	2
	割合(%)	100.0%	19.3%	11.3%	66.0%	2.4%	0.9%
H28被保護者世帯	集計数	135	24	12	93	2	4
	割合(%)	100.0%	17.8%	8.9%	68.9%	1.5%	3.0%

調査項目 II_8.7理由(前問で通わせていない理由)

		総数	本人が行きたがらないから	必要ないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	194	35	37	96	24	2
	割合(%)	100.0%	18.0%	19.1%	49.5%	12.4%	1.0%
H28被保護者世帯	集計数	122	23	20	58	16	5
	割合(%)	100.0%	18.9%	16.4%	47.5%	13.1%	4.1%

調査項目 II_8.9理由(高校まで進学させるつもり、中学生まで進学させるつもり)

		総数	本人が行きたがらないから	これ以上行く必要がないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	145	9	8	96	30	2
	割合(%)	100.0%	6.2%	5.5%	66.2%	20.7%	1.4%
H28被保護者世帯	集計数	95	11	1	50	31	2
	割合(%)	100.0%	11.6%	1.1%	52.6%	32.6%	2.1%

調査項目 II_8.8中学生以下の子どもを習い事に通わせる

		総数	通わせている	通わせていない	無回答
H22被保護者世帯	集計数	212	42	169	1
	割合(%)	100.0%	19.8%	79.7%	0.5%
H28被保護者世帯	集計数	135	27	104	4
	割合(%)	100.0%	20.0%	77.0%	3.0%

調査項目 II_8.8理由(前問で通わせていない対象)

		総数	本人が行きたがらないから	必要ないから	金銭的に余裕がないから	その他	無回答
H22被保護者世帯	集計数	169	31	25	91	19	3
	割合(%)	100.0%	18.3%	14.8%	53.8%	11.2%	1.8%
H28被保護者世帯	集計数	104	17	18	49	20	0
	割合(%)	100.0%	16.3%	17.3%	47.1%	19.2%	0.0%